

1 趣旨

本基準は、知事が景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第95条の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、知事が指定する景観整備機構（以下「機構」という。）の行う業務（法第93条の機構の業務をいう。以下同じ。）に係る不正行為等に厳正に対処し、もって良好な景観形成における機構の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第95条第3項の規定に基づき行う機構の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務改善命令」とは、法第95条第2項の規定に基づき行う機構に対する業務に関する改善命令をいう。
- (3) 「文書指導」とは、法第95条第3項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導又は助言を行うことをいう。

3 処分の基本方針

機構に対する処分は、良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展を図るという法の目的を踏まえつつ、機構が行う業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこと。

4 処分手続

機構の処分の事務は、建設部まちづくり局都市計画課において執り行う。

5 機構の処分の基準

(1) 一般的基準

機構に対する処分の内容の決定は、(2) から (4) までに定めるほか、別表に従い行う。

(2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）は、最も重い処分事由に基づき処分等ランクを決定する。

ロ 二以上の処分すべき行為について併せて処分を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする。

① 処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）のAに該当する場合においては、取消しを行うものとする。

② 処分すべき行為のいずれもが処分ランクのAに該当しない場合においては、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定するものとする。

(3) 過去に処分を受けている場合の取扱い

処分の日の直近1年間に業務改善命令を受けている機構が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重又は軽減

処分事由に該当する行為が次に定める場合（機構の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。

イ 処分を加重すべき場合

- ① 処分事由に該当する行為に係る知事の指示に従わなかった場合
- ② 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合
- ③ 暴力的行為又は詐欺的行為である場合
- ④ 法令違反の状態が長期にわたる場合
- ⑤ 常習的に行っている場合
- ⑥ 罰金の刑に処せられた場合
- ⑦ 悔悛の情が見られない場合
- ⑧ その他情状等を加味する必要がある場合

※ 処分事由に該当する行為が、次の区分に該当する場合は、それぞれの加重することを基本とする。

区分	内容	加重
(a)	①から③までに該当する場合	2ランクアップ
(b)	④から⑧までの2以上に該当する場合	
(c)	④から⑧までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合	
(d)	④から⑧までのいずれかに該当する場合	1ランクアップ
(e)	故意によるものである場合（②に該当する場合を除く。）	アップ
(f)	故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合	取消し

ロ 処分を軽減できる場合

- ① 違反行為の内容が軽微で具体的法益侵害又はその発生の可能性がない場合
- ② 違反行為につき未遂で終わった場合
- ③ 災害や機構の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合
- ④ 処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合
- ⑤ 第三者に損害等を与えた場合において、積極的に損失補填等を行った場合
- ⑥ その他情状等を加味する必要がある場合

※ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、次の区分に該当する場合は、それぞれの軽減することを基本とする。

区分	内容	軽減
(a)	①から⑥までのいずれかに該当する場合	1ランクダウン
(b)	①から⑥までの2以上に該当する場合	2ランクダウン

6 処分に伴う措置

(1) 指定書の返納

取消しを行った場合には、機構に対して速やかに指定書（機構の指定の際に交付される書

類をいう。)を返納させることとする。

(2) 処分の報告

知事は取消しを行った場合には、処分を受けた機構の名称、住所、指定番号、処分日、処分の内容、処分事由等(以下「処分の概要」という。)を、当該機構の業務区域を管轄する(総合)振興局を通じて市町村の景観行政担当部局に速やかに報告するものとする。

(3) 処分後の指導監督

機構に対して処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、さらに処分・告発を行う。

7 処分の保留

次に定める場合には、必要な間、処分を保留することができる。

- ① 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- ② 業務を依頼した者その他の消費者の保護のため特に必要な場合
- ③ 処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分の内容の決定に当っては当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

8 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に確認検査の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

また、7により処分の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附則 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

根拠	関係条項	処分事由	処分 ランク	標準的な処分内容
法第96条	要領第3条第3項	指定区分等の掲示義務違反	C	文書指導
	法第92条第3項 要領第6条	名称等の変更届出違反	C	文書指導
	要領第7条	業務報告義務違反	C	文書指導
法第95条第2項	要領第3条	指定基準違反	B	業務改善命令
	要領第5条	業務区分等変更指定違反	B	業務改善命令
	法第95条第1項	業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	B	業務改善命令
	法第95条第1項	業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	B	業務改善命令
	法第93条各号	業務を行うにつき十分な的確性を有していない	B	業務改善命令
	その他	業務に関する著しく不適当な行為	B	業務改善命令
法第95条第3項	法第95条第2項 要領第12条	業務改善命令違反	A	取消し
	要領第13条	業務廃止の届出義務違反	A	取消し
	その他	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し